

兵高教組

2024年1月30日

## 調査情報 21号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

2024年4月1日～ 子育て支援休暇(子の看護休暇)の取得要件が拡充されます!

## 気象警報発令時でも子育て支援休暇が取得可能に!

1月29日(月)、兵庫県教育委員会は「子育て支援休暇(子の看護のための特別休暇)」の取得要件を新たに拡充し「気象警報発令等によって、その子が在籍する学校又は保育施設等が臨時に休業となった場合のその子の世話」も加えると説明しました。来年度からは、気象警報によって臨時休校になった場合も、インフルエンザ等の学級閉鎖(学校閉鎖)と同様に子育て支援休暇が取れるようになります。これまで台風等で子どもの通う学校が臨時休校になった場合は、年休対応で世話をせざるを得ず、女性部や青年部が中心となってこれまで粘り強く交渉の場で取得要件の拡充を要求してきたことが、遂に実現する結果となりました。

制度改正の詳しい内容については、人事委員会規則改正後に提示されますが、大まかな内容は以下の通りです。

## 子育て支援休暇(子の看護のための特別休暇)

要件	義務教育終了前(その子が15歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)の子を養育する職員が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当と認められる場合 (1) 子の看護(負傷・疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいい、後遺障害の機能回復訓練(リハビリ)の介助は含まない) (2) 子に健康診査、健康診断又は予防接種等を受けさせる際の世話 (3) 子が在籍する学校・保育施設等が実施する入学式、卒業式及び授業参観への出席 (4) 感染症の予防のため、子が在籍する学校・保育施設等の全部又は一部が臨時に休業となった場合の子の世話 (5) <b>追加</b> 気象警報発令等によって、その子が在籍する学校又は保育施設等が臨時に休業となった場合のその子の世話
期間	1暦年(1/1～12/31)において5日(該当する子が2人以上の場合は10日)(暦日)の範囲内の期間 1日、半日または時間単位で取得可。時間単位で取得した場合は7時間45分、半日単位の休暇は2回をもって1日とする(09.4.1改善) 暦年の途中で入学等によりこの休暇の対象となる子が2人以上から1人となった場合は、その時点での残日数(5日を超えるときは5日)の範囲内。人数が変わっても、対象となる子が2人以上であれば、その時点での残日数のまま。
給与	減額されない
手続き	診断書の提出は不要

## その他の制度変更について

## ●特殊勤務手当(災害応急作業等手当の新設)

- ・被災地支援等業務が対象
- ・日額450円(遡及支給あり)
- 実施時期: 2024.1.1(予定)

## ●夏季休暇の取得期間拡充

- ・ワールドマスターズゲーム開催に伴い臨時的に5月～10月としていた取得期間(本来は6月～9月)を6月～10月に改正
- 実施時期: 2024.4.1(予定)

## 労働組合があるからこそ賃金権利の拡充が進みます!!

高教組はこれまで子育てがしやすくなる制度を求め、様々な改善を勝ち取ってきました。2010年には「子の看護休暇」から「子育て支援休暇」へ名称変更され、入学式・卒業式や授業参観、感染症の学級閉鎖も対象に含ませました。また組合の要求に基づいて、2019年には対象年齢を「中学校就学前」から「義務教育終了前」に、2021年には「入学前の説明会(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の入学前の説明会)」も休暇の対象とし、2022年度には「自然学校」「修学旅行」の説明会への出席も対象と様々な要件拡充が実現してきました。

職場での「これが困っている」や「こんな制度があったらいいな」という教職員の思いや願いを形にするのが労働組合です。そしてその実現のためには一人でも多くの賛同してくれる仲間が必要です。「思い」や「願い」は、行動に移さなければ実現していきません。職場環境をより良いものにしていくために、あなたの加入をお待ちしています。

**教職員の生活と権利の改善に努める高教組へ、あなたもぜひ!**